

## 災害時における情報の収集提供及び応急対策業務に関する協定（案）

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長（以下「甲」という。）と、社団法人岐阜県建設業協会会長（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の収集提供及び応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、地震大雨等異常な自然現象下で「甲」が管理する河川において発生した災害の情報収集提供及び応急対策に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保並びに動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

### （業務の実施区間）

第 2 条 業務の実施区間は、「甲」の管理する区間で別紙のとおりとする。

### （業務の実施内容）

第 3 条 「甲」は、災害が発生し必要と認めるとき、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により「乙」並びに「乙」の会員（以下「地区協会」という。）へ出動を要請することができるものとする。

2 「乙」はあらかじめ、災害時における情報の収集提供及び応急対策業務に必要な地区協会に所属する企業の実施体制並びに建設資機材等を「甲」に報告するものとする。

3 「乙」または「地区協会」は、自ら災害の情報収集を行い「甲」に報告するとともに、「甲」から出動要請を受けた場合には速やかに現場責任者を定め、ただちに実施区間内の被災状況を把握し、「甲」の指示により、当該被害の応急対策を実施するものとする。

### （建設資機材等の報告）

第 4 条 「乙」は、第 3 条第 2 項の業務に提供できる建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で「甲」に報告するものとする。

2 「乙」は前項で報告した内容に著しい変更を生じた時、又は建設資機材等の現状について「甲」が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を「甲」に提出するものとする。

3 「甲」は、「甲」が保有する建設機械及び資材（以下「資機材」という。）について、予め「乙」に書面で通知するものとする。

### （業務の指示）

第 5 条 業務の指示は、「甲」又は第 2 条に定める区間を担当する木曾川上流河川事務所出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、「乙」又は「地区協会」は、その指示に従うものとする。

(業務の完了)

第 6 条 「乙」又は「地区協会」は、業務を完了した時に、電話等の方法により直ちに「出張所長」へその旨を報告するものとする。

(契約の締結)

第 7 条 「甲」は、第 3 条第 1 項により「乙」又は「地区協会」に出動を要請したときは、遅滞なく第 3 条第 3 項により応急対策を実施した企業と請負契約を締結するものとする。

(業務の特例)

第 8 条 「乙」又は「地区協会」は、「甲」が特に必要として第 2 条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、平成 19 年 3 月 30 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

ただし、有効期間満了の 1 箇月前までに「甲」、「乙」いずれからも何ら申出のない場合は、引き続き同一条件をもって更に 1 年間に限り協定したものとする。

(その他)

第 10 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義を生じたときは、その都度、「甲」、「乙」が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、「甲」、「乙」記名捺印の上、それぞれ各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 3 月 30 日

「甲」 国土交通省中部地方整備局  
木曾川上流河川事務所長 中村 敏一

「乙」 社団法人岐阜県建設業協会  
会 長 加藤 宏

## 地区協会別業務の実施区間

平成19年3月30日現在

出張所名	地区名	実施区間	地区協会
木曽川第1出張所	美濃加茂(右岸)地区	各務原市と坂祝町境から上流管理区間まで	可茂建設業協会
	美濃加茂(左岸)地区	岐阜・愛知県の県境から上流管理区間まで	可茂建設業協会
	木曽川上流(右岸)地区	県道木曽川橋より上流各務原市と坂祝町境まで	岐阜土木工業会
	木曽川三派川地区	三派川地区(木曽川上流右岸地区を除く)	岐阜土木工業会
木曽川第2出張所	木曽川中流(右岸)地区	木曽川上流と木曽川下流管理境界より上流県道木曽川橋まで	岐阜土木工業会
長良川第1出張所	長良川上流(右岸1)地区	伊自良川左岸及び伊自良川合流点より上流長良川本川管理区間まで	岐阜土木工業会
	長良川上流(右岸2)地区	長良川本川大垣市と瑞穂市境より上流右岸及び伊自良川右岸管理区間まで	岐阜土木工業会
	長良川上流(左岸)地区	長良大橋より上流本川左岸管理区間まで	岐阜土木工業会
長良川第2出張所	長良川中流(右岸)地区	木曽川上流と木曽川下流管理境界より上流大垣市と瑞穂市境まで 犀川全域	岐阜県西濃建設業協会
	長良川中流(左岸)地区	木曽川上流と木曽川下流管理境界より上流長良大橋まで	岐阜土木工業会
揖斐川第1出張所	揖斐川上流(右岸1)地区	神戸町と池田町境より上流管理区間まで	揖斐建設業協会
	揖斐川上流(右岸2)地区	平野井川排水機場より上流神戸町と池田町境まで	岐阜県西濃建設業協会
	揖斐川上流(左岸)地区	根尾川合流点より上流本川管理区間まで	揖斐建設業協会
揖斐川第2出張所	揖斐川中流(右岸)地区	揖斐川と牧田川背割堤最下流端から上流平野井川排水機場まで	岐阜県西濃建設業協会
	揖斐川中流(左岸)地区	木曽川上流と木曽川下流管理境界より県道揖斐川橋まで	岐阜県西濃建設業協会
	杭瀬川地区	国道258号線養老大橋より上流左岸管理区間まで 右岸綾里排水機場から上流管理区間まで	岐阜県西濃建設業協会
牧田川出張所	牧田川(右岸)地区	木曽川上流と木曽川下流管理境界より上流の揖斐川本川 及び牧田川右岸管理区間まで	岐阜県西濃建設業協会
	牧田川(左岸)地区	牧田川、杭瀬川合流点より上流左岸及び杭瀬川右岸相川合流点まで	岐阜県西濃建設業協会
根尾川出張所	根尾川(右岸)地区	揖斐川、根尾川合流点より上流管理区間まで	揖斐建設業協会
	根尾川(左岸)地区	揖斐川左岸県道揖斐川橋より上流揖斐川本川及び根尾川左岸管理区間まで	岐阜土木工業会